

資料提供(投げ込み) 令和3年9月10日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 健康づくり課 (電話059-229-3310)	健康づくり課長 梅林 ひとみ
健康福祉部 保険医療助成課 (電話059-229-3317)	保険医療助成課長 福田 政一

がん検診、健康診査等の再開について

津市がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、健康増進法健康診査及び国民健康保険特定健康診査並びに津市住民分の後期高齢者健康診査につきましては、三重県が緊急事態宣言の対象地域とされていることから、市民の安全を第一に考え、緊急事態宣言の期間中は受診の機会を確保した上で全ての検(健)診を一時中止しています。

今後の検(健)診の在り方について、検(健)診実施機関、医師会等と協議を行ったところ、一時中止期間をさらに延長した場合は、代替日の設定ができなくなる、受診できなくなる方の疾病の発見の遅れや症状の悪化につながるリスクがある、一方で、更なる感染防止策を講じた上で検(健)診は可能であるとの意見を頂きました。

このことから、令和3年9月13日以後は、三重県が緊急事態宣言の対象地域とされる期間中であっても、検(健)診実施機関において、一般社団法人日本総合健診医学会ほか7団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を踏まえた感染防止策に加え、新たな変異株にも対応した十分な感染防止策を適切に講じた上で、検(健)診を実施することとしました。

記

1 再開する検(健)診

- (1) 津市がん検診
- (2) 津市肝炎ウイルス検診
- (3) 津市結核健診
- (4) 津市歯周病検診
- (5) 津市健康診査(39歳以下)
- (6) 津市健康増進法健康診査
- (7) 津市国民健康保険特定健康診査
- (8) 後期高齢者健康診査(津市住民分)